





2026年1月施行!~下請法は取適法 改正ポイント説明会

2025年 11月 14日(金) 13:00~15:30

【会場】かながわ県民センター2Fホール (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)

場に限りがございますた



<会場地図>

公正取引委員会、関東経済産業局

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正 化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(※)」 が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防 止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)・「受託中小企業振興法」 称:振興法)に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行わ れることとなります。

今般、公正取引委員会、中小企業庁及び関東経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十 分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明 会を開催いたします。

※公正取引委員会HP https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html 中小企業庁HP

対象者

取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、地方自治体、産業支援機関、金融機関等

プログラム ※質疑応答は、全体説明の最後に行います。質問は事前に申し込みフォームにご記入ください。

(1) 取適法(下請法)の概要/改正内容・フリーランス法について 公正取引委員会

(2) 改正振興法について

(3)価格転嫁にかかる神奈川県の取組

関東経済産業局 神奈川県

申込方法

11月6日(木)17時厳守 申込み期限

<公正取引委員会HP>以下URLの申込フォームよりお申込みください。

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html

必ず1社につき1申込みとしてください。 (1社あたり参加上限数5名)

- 後日、説明会参加に必要な情報をメールでご案内します。
 - 先着で定員(150名)に達し次第、申込を締め切る可能性がありますので、ご了承ください。
- ご入力いただいた個人情報は本説明会にかかる事務処理においてのみ利用いたします。 他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課(電話:03-3581-3373)

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課(電話:048-600-0325)

神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課(電話:045-210-5556)

<申込フォーム>

